

【③中規模の任意団体用（役員や役員会に関する規定あり）】

〇〇〇〇 会則（または規約）

第1条（名称）※

本会は、〇〇〇〇〇と称する。 ※登録申込書の「名称」と整合していること

第2条（事務局所在地）※

本会の事務局は、生駒市に置く。 ※預貯金口座を開設したい団体においては、事務局所在地を「代表宅とする」など規定しておき、附則にて代表者名および代表者宅を記載する方法もある。

第3条（目的）

本会は、〇〇を対象とする〇〇に関する活動を行い、〇〇することを目的とする。

第4条（活動内容）※

本会の活動は、次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇〇 ※登録申込書の「概要」欄と整合していること
- (2) 〇〇〇〇 ※会の実情に応じて記入
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

第5条（会員）

本会の会員は、会に賛同し共に活動する者を対象者とする。

第6条（入会及び退会）

- (1) 入会を希望する者は、趣旨に賛同し、代表者に届け出る。
- (2) 退会を希望する会員は、代表者に届け出し、任意に退会することができる。

第7条（会費）

会費は、以下に定める。

〇〇〇円/月または年

なお、事業経費が必要な場合は会員と協議の上、負担金を徴収することがある。

第8条（役員）

本会は、次の役員をおく。

代表者：〇名、副代表者：〇名、会計：〇名

第9条（役員の選任）

役員（代表者、副代表者）は会員の互選で選任する。

第10条（役員の職務及び任期）

- 1 代表者は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 任期は〇年とし再任を妨げない。

第11条（役員会）

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

第12条（運営）

役員会が必要と認めた場合は、会員を集め、重要事項について審議する。

第13条（事業年度）

本会の事業年度は毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇〇日に終わる。

第14条（会則の変更）

会則の変更は役員会で決定する。

第15条（その他）

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

（附則）

本会則は令和〇年〇〇月〇〇日から実施する。